

平成15年第2回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成15年3月20日  
午後2時8分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
4番	山本直子	5番	松田正
6番	中西和夫	7番	野呂民平
8番	里川宜志子	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	上埜幸弘
--------	-----	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	野崎一也	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

---

## 1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 議会運営委員長報告について

日程 5. 予算審査特別委員長報告について

追加日程 1. 発議第 1号 戦争の回避、及び平和貢献に関する意見書について

追加日程 2. 発議第 2号 医療費3割自己負担等の患者負担増の凍結・見直しを求める意見書について

追加日程 3. 発議第 3号 イラク攻撃に反対し、開戦中止を求める意見書について

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午後2時8分 開議)

○議長(小野隆雄君) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名で、全員出席であります。

これより本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配付をいたしております追加日程のうち、追加日程3、発議第3号  
イラク攻撃に反対し、開戦中止を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変  
更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって追加日程3、発議第3号を日程に追  
加し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程3、発議第3号 イラク攻撃に反対し、開戦中止を求める意見書に  
ついてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。4番、山本議員。

○4番(山本直子君) それでは、発議第3号 イラク攻撃に反対し、開戦中止を求める  
意見書につきまして提案をさせていただきたいというふうに思います。

今朝からのテレビ等のニュースでもありましたように、本日の午前10時過ぎにイラク  
に対して攻撃が行われたというふうに認識をいたしています。そのことにつきまして、意  
見書を提出をさせていただきたいというふうに思います。読み上げながら提案をさせてい  
ただきます。

発議第3号

イラク攻撃に反対し、開戦中止を求める意見書について  
標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成15年3月20日提出

議会議員

野 呂 民 平

里 川 宜志子

中 川 靖 広

山 本 直 子

## イラク攻撃に反対し、開戦中止を求める意見書

アメリカはイラクのフセイン大統領父子の国外亡命がなければ攻撃する、との最後通告を行いました。その期限が本日午前10時と言われており、すでにいつでも戦争が開始される状況で、私たちや世界の人々は、この事態に深く憂慮しています。

戦争はなんとしても回避されなければなりません。

新たな戦争拡大は、なによりも女性や子どもなど多くの罪のない人々の命を奪い、傷つけ、国土を破壊し、悲惨な結果をもたらすこととなります。今、国連安保理決議1441を守り、国連の枠組みのもとでの平和的な解決をすすめることが求められています。

最近の世論調査では国民の約80%がイラクへの武力攻撃に反対であり、私たちは大量破壊兵器を所持しているイラクの武装解除は、国際社会の監視の下での査察の継続が最も有効であると考えています。

よって、アメリカのイラク攻撃に反対し、アメリカが直ちに開戦の準備を中止し、日本政府も戦争の中止に努力されるよう、強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年3月20日

奈良県斑鳩町議会

ご審議をいただきまして、採択をいただきますようお願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。本件につきましては、質疑討論を省略し、原案どり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって発議第3号については、満場一致をもって可決いたされました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いての議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従って議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。12番、中川委員長。

○建設水道常任委員長（中川靖広君） それでは、建設水道常任委員会の審査結果についての報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、3月11日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果について報告いたしま

す。

まず初めに、本会議からの付託議案であります。議案第10号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第14号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、担当課長よりそれぞれ説明を受け、委員から特段の質疑もなく、いずれの議案についても満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、認定第1号 町道認定については、道路新設改良工事の整備完了による2路線と関係地権者からの既存道路部分の寄附による1路線の計3路線の認定を求めるもので、委員からの質疑はなく、満場一致で原案どおり認定するものといたしました。

次に、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、流域下水道事業の2月末時点の進捗状況は、竜田川幹線管渠第2号の2の工事、西安堵から割烹松岡までの工事については、2月20日に完了している。次に、中継ポンプ場築造工事と電気設備工事及び竜田川幹線管渠の稲葉車瀬から三郷町勢野までの第4号工事は、順調に進められている。

次に、町の公共下水道の進捗状況については、服部2丁目の公共7号、公共8号及び舗装復旧は完了している。供用開始に向けた取り組みについては、住民へのPRを新年度から整備済みの自治会ごとに説明会を行う予定をしているが、責任技術者及び指定工事店の関係については、町建設業協会と水道業者の役員に2月5日に説明し、この組合員には、2月24日に指定工事店の手続きをはじめ下水道条例等について説明を行ったところであるとの報告があり、委員から質疑はなく、本日の審査を終了しました。

次に、町営住宅建設については、3月11日現在の進捗率が、本体工事56%、電気設備工事34%、エレベーター工事30%であるとのことであり、団地完成後に移転していただく五百井、興留団地の入居者に対して、4月ごろに部屋の決定等の入居方法について説明会を実施していきたいと考えている。また、目安北団地の入居者募集については、母子家庭、身体障害者、高齢者等の福祉向けの募集を検討しているが、現在取りまとめ中であるとのことです。

なお、住宅設置条例については、工事が6月完成予定であることから、次の議会に上程したいと考えているとの説明がありました。

委員から、入居者の新規募集について日程的な説明を求められ、担当課長より、7月ご

ろから募集を行い、申し込みの配布から実態調査等を含めて最終10月ごろと考えているとの答弁がありました。委員より、住宅完成後できるだけ早く入居できるようにしてほしいとの意見が出されました。

続いて、各課報告事項として、まず本定例会に提出されております議案第12号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて各担当課よりそれぞれ説明を受け、当委員会としては異議なく了承することといたしました。

次に、国、県事業の進捗につきましては、国道25号の昭和橋詰め交差点について、三代川、富雄川改修計画について、県道天理斑鳩線について、竜田大橋西詰め交差点の渋滞対策について、大規模自転車道について、それぞれ進捗状況の報告がなされました。

次に、第1浄水場整備については、排水池、天日乾燥庄及び薬注室の築造工事が完了し、植栽や舗装の外構工事の準備を行うとともに、防犯設備工事のフェンスの設置に取りかかっているとの報告を受けました。

続いて、その他について委員より質疑をお受けしたところ、法隆寺駅前北口の倉庫の跡地について、監査委員より指摘のあった水道事業における貯蔵品の鋳鉄管の使用について、高安並松線の通学路についてなどの質問が出され、理事者側より一定の答弁がされております。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。建設水道常任委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。8番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） 本会議より付託を受けました議案並びに継続審査案件などの審査のため、3月13日に全委員出席のもと委員会を開催させていただきましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

まず、付託議案の審査を行ったところ、議案第7号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例については、説明を受けた後、委員より、住民票などが15年度より郵便局で取り扱われることで、手数料の内訳についての質問があり、担当より、1件当たり300円の手数は変わりませんが、郵便局に取り扱い手数料として1件につき168円支払うこと

になると説明があり、原案どおり可決することといたしました。

次に、議案第8号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第9号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第13号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第15号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、以上については格別質疑もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 健康保険被保険者の医療費自己負担3割等の患者負担増の凍結・見直しを国に求める意見書を提出することに関する陳情についてを議題とし、取りまとめの協議をいたしました。採択に強く反対を表明される委員と、内容に疑問があるとされる委員がおられ、当委員会としてまとめることができませんでしたので、不採択といたしました。

次に、請願第1号 町指定ゴミ袋の価格見直しと品質の改善を求める請願書についてを議題とし、当委員会の副委員長が紹介議員であることから、説明を求めたところ、住民は、受益者負担の原則を受け入れて町の指定ごみ袋に分別しているが、4種類のうちの2つが無料となっている。それぞれの袋を自由に家庭に応じて今より安い価格にし、品質の改善を求めるとともに、苦労して分別したごみは、町が言っている地球環境にやさしいという趣旨にのっとり最終処分まで責任を持って処理してほしいというものでした。

この件につきまして、質疑、ご意見をお受けしたところ、1つに、ごみ袋の買い求めやすい価格に均一化ということは、全部を一律に有料化せよということか。2つに、受益者負担ということで価格設定されたときは、相当な審議がされて今の価格となったことは承知しているはずだ。3つとして、ごみの減量を目的に当時の議論を経て現在の価格が適当だということまで今に至っている。なぜ今こんな形で出てきたのかわからない。4つには、品質改善は前から一般質問や委員会の中で取り上げ改善するとの回答がされており、さらには既に改善された結果の報告もいただいている。5つに、有料化の目的は、ごみ袋に対してコスト意識を持ってもらい、減量に努めていただく。また、再資源化の認識を持っていただくということだった。今の価格で妥当と考える。6つに、資源ごみの袋を有料にすれば、拠点回収が可能かどうかで、できないところだけ買ってもらうというのはどうかと思う。7つに、2,400余りの署名があったので、町は再度有料化をした理由を住民の方にPRをして理解をしていただく方法をとってほしい。8番目として、一たん議会で決まったことでも、住民のいろいろな声があればこれを反映させるべき。9つ目として、受

益者負担の中でも、今ある金額が正当なものかどうか疑問だ。10点目、今のごみ袋でどれだけのダイオキシン対策ができているのか。11点目、可燃ごみ袋の製造単価がかなり高額で、随契であることに疑問を感じる。12点目、トレイ関係は、これまでの処理に問題があったのではないかと。13点目、ビニールごみの処理について、いろいろ言われているが、それも有料にせよということですか。14点目、資源ごみ袋については、条例制定のときに無料と位置づけた経過がある。再度、なぜ無料なのか。また、廃棄物減量化関係の委員皆様の合意であったのか、確認をさせてほしいなどがあり、理事者並びに紹介議員より一定の答弁がされています。このほかにもさまざまな方向からのたくさんの質疑がございましたが、省略をさせていただきます。

本請願書の採択につきましては、賛否両論となり、討論を行いました。

採択に反対の意見として、ごみ有料化は、減量化、資源化の促進と、ダイオキシン発生を最小限にとどめることを目的とされ、住民の負担が過度にならない価格で公平に適用される手法をとっているとやむを得ず判断をした経緯がある。資源物については、「分ければ資源、混ぜればごみ」の排出原理の実践を徹底するための指定袋制をとり、拠点回収にも取り組んでいる。可燃ごみ袋も既に改善され、住民の要望にこたえられるものと確信している。コスト意識の希薄化、排出原理の実践のくずれの心配がある。よって願意に妥当性を欠き、品質改善については願意を達成されているので、採択に賛同できないというものでした。

賛成の意見としては、ごみ処理業者、ごみ袋について、随意契約となっている。受益者負担は認めるが、最小限となるよう行政はもっと努力すべき。手間のかかる分別作業をやっているのは町民であり、それももう定着してきたと思う。住民は苦勞して分別しているのだから、町は最後まで責任を持って地球環境にやさしいごみ処理をしてほしい。リサイクルへの努力をもっとしてほしい。住民の声を行政に反映してほしいというのが請願の趣旨であり、住民の視点で行政をやってほしいという意味を含めて賛成とするという意見でした。

討論終了後採決を行ったところ、賛成少数となり、不採択となりました。

続きまして、継続審査案件の（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題としたところ、建設予定の地元小吉田の自治会長さんに協力についての相談を3月17日に予定している。事前の概要説明をし、了解していただけるように準備をしている。さらには、地元の農家組合長、水利組合長にも事前に説明をさせていただきながら、地権者の方々へも説



明会をして協力依頼をしていきたいと説明があり、委員より質疑、意見はなく、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、各課報告事項として、1、議案第12号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてのうち、当委員会所管に属するものについては、担当からの説明があり、了承いたしました。

2つ目として、「健康いかるが21」について資料に基づく報告に対しまして、1、心臓病の位置づけが弱いのではないかと、2、たばこと歯周病の関係について、3、女性に多い骨粗しょう症について、4、示されている数字などが全国的に見てどうか、県下ではどうかという比較ができないことについての質問があり、一定の答弁がありました。

3つ目として、ごみのステーション化についての報告は、現在まで43件の相談があり、可燃ごみの置き場が決定した自治会が29件、皆さんの理解を得るために自治会での説明会を4件、説明会の予約が3件ある。今後、住民皆さんと話し合うことでご協力いただけるよう進めていきたいとされましたところ、1つに、予算の伴うことも含めて、今年度からやるのか、新年度からやるのか。2つに、4月1日からするのか、すぐやるのか、自治会で行き違いが出てきているのではないかと。3つに、4月1日までにできなかったところはどんな対応をするのかなどの質問がされ、一定の答弁がありました。

4つ目として、支援費制度について資料に基づいて報告がされ、1、居宅介護での移動介護の中で、身体介護が伴う、伴わないというのは、どういう状況なのか。2つ目として、居宅サービスの上限設定の影響はどう出ているのか。3つ目として、やむを得ず措置をする場合の基準額の設定は進展があったかの質問がされ、これらについても一定の答弁がされています。

以上、各課所管に関する報告についてを終わり、続きまして各委員よりその他について質疑をお受けしたところ、1つに、住民票コードの通知について、残っていたところは現在どうなっているのか。2つ目として、よそで民間業者に委託していた住民票のマイクロフィルムが紛失した事件があったが、町の管理についてはどうかという質問があり、一定の答弁がされております。

以上が開会中における当委員会の審査の概要と結果です。なお、それぞれの詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思います。議員皆様のご理解を賜りますようお願いを申し上げまして委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。7番、野呂委員長。

○総務常任委員長（野呂民平君） それでは、総務常任委員会の審査結果についての報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、3月14日、全委員出席し委員会を開催いたしました。その審査事案について、概要と結果を報告いたします。

まず、付託議案の審査ですが、定例会初日の本会議におきまして提出議案の趣旨説明が行われていることを前提にしながら、理事者側より説明を受け、審査を行いました結果、議案第3号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例について、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）については、いずれも特別の質疑などもなく、全員一致で原案どおり可決いたしました。

次に、陳情第3号 有害紫外線から子供たちを守るための教育的措置を求める陳情書について審査をいたしました。その陳情の趣旨は、有害紫外線は、皮膚がん、白内障、免疫力の低下など人の健康に悪影響を与えている。しかも、小さな子どもほど細胞分裂が活発なため、遺伝子に間違いが起りやすく危険であるということから、子どもたちに対する有害紫外線対策と子どもたちを健全に育てられる社会的環境の整備に取り組まれるよう陳情されたものであります。

町の教育委員会にも同様の陳情書が出されていることから、担当課長から、前日に開催された教育委員会での協議内容を踏まえての報告がありました。それによりますと、基本的に紫外線の被害については、医学的な定説がないことから、厚生労働省からの見解では、特に子どもが日光を避けるほうがよいという指導は特にしていないということでした。しかし、保護者の方々がこういったことに不安を抱いておられるという現状から、教育委員会としてもできるだけことはしていく必要があるということで、教育委員会としての取りまとめを行ったということでもあります。そして、陳情書の要望事項にある学校などにおける指導については積極的にできる状況にないが、子どもたちが総合学習や調べ学習の

中で、オゾン層の状況や紫外線の影響などについて学んでいけると思っている。学校の施設等については、予算の範囲の中でできる限りの対応をしていきたいと考えており、保護者の要望にもできる限りこたえていきたいという立場であるとの説明がなされました。

委員からの意見としては、陳情が出されているのは、斑鳩町の教育委員会なので、斑鳩町の教育委員会として調査するのが基本的な筋ではないか。この問題については、事務担当者が答えるより先に教育長が教育委員会の姿勢として方針を述べるべきだと思う。教育委員会の基本的な姿勢が出ていない。教育委員会としてどう取り組んでいくかという姿勢を持ってほしい。この陳情書の趣旨は十分理解できるので、実施可能な事項については積極的に対応していくべきという意見があり、また一方、成長期の子どもにとって日光浴は必要なものと思う。この施策は、国がもっと地球環境を守りながらやっていくべきものではないか。基本的な改革をしない限り解決は難しい。以上のような意見が出されたところであります。

本陳情書につきましては、委員会としての取りまとめを行うため、休憩をとり協議を行いまとめをいたしました結果、本陳情書については、「陳情書の趣旨を踏まえ、実施可能な事項については誠意を持って検討し、具体的実施への努力をされるよう、町長並びに教育長に要請する」ということで、本陳情書の趣旨について採択をいたしました。

次に、継続審査案件についてであります。

藤ノ木古墳周辺整備に関することについては、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を今月の17日に予定しており、整備基本計画書の見直し案についてご検討をしていただき、その結果を踏まえて改訂版を作成したいと考えているとの報告がありました。

委員から、当委員会に報告される前に整備検討委員会を開催してほしいとの要請がなされました。

続きまして、各課報告事項といたしまして、1つ、平成15年度の地方税制の改正について、今国会において可決が予想される土地税制の関係においては、町長専決処分に対応したい旨を報告されました。

2つ、斑鳩小学校民族資料室の一般開放日について、従来の第2・第4土日曜日及び祝祭日であったのを、利用実態等を考慮し検討した結果、4月1日からすべての土曜日を開放し、利用者が1%に及ばない日曜日及び祝祭日を経費等もあり休止することとなりました。

3つ、史跡中宮寺跡の整備計画については、史跡中宮寺跡整備基本構想の資料による説

明がありました。この件について委員より、基本構想そのものが、案もなくできあがって突然出してくるということについては納得ができない部分がある。予算審査の段階において指摘したにもかかわらず、その説明がされなかったことについて行政側の見解を求められました。

教育長より、この基本構想については、予算審査の段階では資料の作成の最終の詰めができていなかったのも、見直しなどを行い、早期に提示させていただくことを申し上げていたが、確かに最終の詰めに甘く見ていたところがあった。基本構想については、県や文化庁とも協議を行い、町の構想としてまとめさせていただいた。今後、用地買収のできたところから発掘調査等を行い、整備検討委員会においてこの構想の具現化に向けて皆さんの意見を賜りながら公園整備を進めていきたいとの答弁がありました。

以上が開会中におけます当委員会の審査の概要ですが、詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げ、総務常任委員長報告を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程4、議会運営委員長報告について、議会運営委員長の審査結果報告を求めます。5番、松田委員長。

○議会運営委員長（松田 正君） いかるが『地球村』代表の武田悦美さんから提出をされました、「政府に『平和の意見書』の提出を求める陳情書」の取り扱いについて、議会運営委員会にその審査が付託をされました。

3月18日に開催をいたしました議会運営委員会で、陳情書の内容、趣旨を検討、審査をいたしました。いわゆるこの陳情書の趣旨は、20世紀には2つの世界大戦をはじめ、戦争の時代とも言うべき戦争や紛争が続いた時代でした。さきのアフガニスタン空爆、10年前の湾岸戦争、20年前のレバノン・グレナダ・リビア紛争、30～40年前のベトナム戦争、50年前の朝鮮戦争、どれも平和とは言えない結果と不幸な後遺症を残しました。

21世紀を、日本のリードで「世界平和の時代」にすることを切に願っていますという趣旨からの政府に対する平和の意見書提出が求められていた内容であります。

そこで、議会運営委員会といたしましては、この趣旨を踏まえながら検討をし、世界は環境破壊の危機に直面をしています。私たちは過去の経験から、戦争が最大の環境破壊であることを受けとめ、危機回避のためにあらゆる努力を惜しんではならないと考えます。にもかかわらず、アフリカや中東などの世界各地で依然として戦争や紛争が続いており、

多くの一般市民や子どもたちが飢餓や恐怖にさらされています。戦争の放棄と基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として宣言しています。私たちは、平和と人権が危険に直面している今こそ憲法を呼び起こし、戦争は決して平和をもたらすものではないとの平和の誓いを私たちが暮らす斑鳩町から全世界に呼びかけることの必要性を今ほど強く感じることはないという立場から、議会運営委員会では、陳情書を採択をし、戦争の回避を呼び、平和貢献に関する意見書を後ほど議会運営委員会が全員署名で提出をいたし、議会のご採択をいただくことにいたしております。

以上のような経緯で後刻意見書の提出をいたしますので、よろしくご採択をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程5、予算審査特別委員長報告について、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。1番、森河委員長。

○予算審査特別委員長（森河昌之君） 予算審査特別委員会委員長報告を行います。

平成15年度斑鳩町一般会計予算並びに特別会計予算、水道事業会計予算など本会議から付託を受けました7議案の審査を行うため、3月6日、3月7日の両日にわたり委員会が開かれましたので、その審査の概要と結果について報告をさせていただきます。

初めに、議案第16号 平成15年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総務部長より、一般会計予算の総括説明と歳入全般について、あわせて当町の財政事情の説明を受けることといたしました。

平成15年度一般会計予算の総額は、83億8,000万円で、前年度当初予算と比べ1億円、1.2%の減で、歳入面では町税収入は長期低迷している景気の状態を反映して、厳しい状況となっており、前年度当初予算と比べて、1億5,940万円、5.3%の減となっています。また、地方交付税においても3,450万円の減額となり、原資となる国税収入の大幅な減少となっています。

このように歳入の確保が極めて厳しい状況にある中、歳出面では扶助費について障害者支援費制度の開始に伴い50.4%の大幅な増となり、さらに都市計画道路整備やJR法隆寺駅周辺整備などの生活基盤の整備、藤ノ木古墳や中宮寺跡の整備などの文化財の保護・保全、総合福祉会館の建設をはじめとする福祉・医療の充実など各分野において相当額の財政需要があり、大幅な財源不足が生じたところであるが、事務事業の見直し等を行い経費の削減に努め、不足する財源については、前年度より約2倍の臨時財政対策債を借り

入れなどをして、収支の均衡を図ることにしたと述べられています。

一般会計全般にわたっての総括説明及び歳入についての質疑では、1つ、町民税の歳入の関係で景気の悪い状況から、納税者数、法人件数はどのような見込みで立てられたのか。2つ、固定資産税が前年度に比べて約6,000万円の減額になっている理由は何か。3つ、起債をしながら中宮寺史跡用地の購入が非常に大きな額で上がっているが、今なぜ購入なのかということについて説明責任があるのではないか。また、どのような史跡公園を考えているのか。4つ、財源確保の処置として臨時財政対策債を借り入れしているが、これはいつまで続くという見通しを立てているのかなどの質問がありました。

町民税の納税者数の見通しについては、経済状況がなお厳しい中で所得の減少が続くことが予想され、前年度に比較して均等割で約2%、所得割で2.4%の減少を見込んでいます。法人件数については、14年度395件と7件の減少であった。固定資産税の減額の原因については、今年度の評価がえの実施による再建築評価の減価によるものである。中宮寺史跡用地の購入については、15年度から3年をめどに用地買収をしていきたい。地域に利用していただける平城宮跡のような公園を想定しているが、発掘調査の結果によって若干の変更もあり得る。基本構想はまとめの段階に入っており、早急にまとめ提示したいと考えている。臨時財政対策債にかかわっては、新聞紙上等を見る中では、5年から10年は経済は回復しないであろうと言われており、平成14年9月決算審査時の財政見通しより倍の臨時財政対策債を計上している。現在はこれでしかやむを得ないと考えている。以上の答弁がありました。

続いて、一般会計歳出についてであります。第1款議会費については、平成14年度の行政視察は町のマイクロバスを利用した経過があったが、平成15年度の予算編成の考え方を聞かれ、事務局長より、15年度は視察の関係については交通機関を利用する。バスの場合については民間のバスを利用していくとの答弁がありました。

次に、第2款総務費については、1つ、外国人向け行政ハンドブックは何カ国語に翻訳されているのか。2つ、自治会への助成金のあり方について、3つ、地域集会所施設整備費補助金の対象となる地域はどこを予定しているか。4つ、住民窓口事務として今回新しく郵便局を利用して住民票などを取れるようになった実施の状況についてなどの質問がありました。

外国人向け行政ハンドブックについては、15年度ハングル語を実施する。現在まで、英語、スペイン語、ポルトガル語を既に実施しており、平成16年度は中国語を予定して

いる。

自治会への助成金については、均等割が一律1万円、戸数割として1戸当たり850円となっており、均等割1万円については自治連合会へ入金することになる。委員から、15～16軒の自治会もあれば200軒以上の自治会もあり、統合すべきところは統合し、できないのなら交付金のあり方について検討してほしいとの意見がありました。

地域集会所の整備補助金の関係については、新規に錦ヶ丘、峨瀬、稲葉車瀬、昭和町の自治会が予定されている。集会所の修繕として並松自治会が予定されている。委員から、地域集会所の建設については、町として統一見解が示されているが、実際の取り組みは違うところがあるように思うので、一貫性を持って対応してほしいとの意見がありました。

住民窓口事務の関係については、平成15年度から龍田郵便局、興留郵便局、法隆寺郵便局の3局において住民票や印鑑証明等の取り扱いができるようになったもので、役場の窓口に来なくても近くの郵便局でも住民票等がとれることになったものです。

以上の答弁がありました。

次に、第3款民生費については、1つ、老人福祉施設への入所の待機状況はどうなっているか。2つ、空き教室になっている斑鳩小学校の学童保育室は今後どのように活用されようとしているのか。3つ、医療対策費が前年度と比べ減額されている理由についての質問がありました。

老人福祉施設の斑鳩町の入所待機者については、三室園においては15年2月現在で、斑鳩町で入所数8名、待機者はゼロ、特養の三室園においては、入所者9名、待機者7名、特養のあくなみ苑では、入所者15名、待機者が39名となっている。斑鳩小学校の学童保育室の活用については、企画財政課と教育委員会とで調整しながら農業委員会等の会議などに使っていきたいと考えている。医療対策費の減額については、福祉医療の受給者の実績を見込み、特に老人医療費の助成については前年度より100名程度の申請が減っていることを勘案しての減額となっている。以上の答弁がありました。

次に、第4款衛生費については、1つ、ごみステーション整備工事は幾ら組まれているのか。2つ、空き缶回収機の単価は幾らか。3つ、大阪湾フェニックスへの灰の搬出量はどのくらいかなどの質問がありました。

ごみステーション工事については、300万円と前年度に比べ100万円増額している。予定より多くの申し出があった場合は、補正予算を組んでと考えている。空き缶回収機については、発券式のものが1台150万円、発券式でないものが70万円である。大阪

湾フェニックスへの灰の搬出量は、平成15年度約1,000トンを予定している。

次に、第5款農林水産業費については、地下埋設物試験掘削業務委託とはどのような内容のものかとの質問があり、これについては、三井自治会の補償工事として農業排水路工事に伴い、埋設されている県水等の埋設管の調査を行うものであるとの答弁がありました。

次に、第6款商工費については、1つ、緊急地域雇用創出特別対策事業に係るパソコン講習会の開催はどのように考えているか。2つ、観光会館の事業効率をどう高めていったらいいのかとの質問がありました。

パソコン講習会の関係については、インターネットとEメールの教室、ワード・エクセルの入門と中級コース、はがき作成教室等のコースがあり、合計で40講座の20人、約800人の受講生を考えており、講師の雇用については36名程度になる。観光会館の活用については、車が入りにくく駐車場の問題がある。地域周辺の方々とも相談し、活用方法について研究していきたいとの答弁がありました。また、商業活性化計画と観光復興計画の策定については、それぞれ分離して検討委員会を設置するのではなく、もっと合理的な方法で斑鳩町の活性化の策定を行ってほしいとの意見がありました。

次に、第7款土木費については、JR法隆寺駅橋上化の基本設計の負担金3,300万円上げられているが、JR側の負担があるのかどうかとの質問があり、JR側の負担はないとの答弁がありました。

また、道路新設工事と景観保全対策事業のあり方について、パークウェイモデル区間や法隆寺線の沿線には電柱を建てさせない、全部地中化させるということを前提にしながら、道路新設工事の段階で斑鳩町の方針とした姿勢を持ってほしいとの要請がありました。町側の見解としては、毅然とした形で景観形成を進めるのは当然のことだと思うが、町単独でこれをやるとなると莫大な費用がかかる。また、電気業者、通信業者等の協力を得なければならず、非常に難しい問題であるが、そういう協議の中で景観の問題も含めてお願いし、努力をしていきたいと述べられました。

次に、第8款消防費については、1つ、災害時に対する備蓄にはどのようなものがあるのか。2つ、新設の防火水槽はどこを予定されているか、また規模はどれくらいかなどの質問がありました。

災害時の備蓄については、地域防災計画の中で3,000人の3食分、9,000食をめどに年次計画をしており、乾パン、アルファ米などを備蓄している。防火水槽については、昭和町のほうで40トン級1基の設置を予定している。



次に、第9款教育費については、1つ、町費講師については、どのような配分で予算編成をされているか。2つ、小中学校において、要保護、準要保護の児童生徒がどの程度おられるか。3つ、小中学校の一貫教育の考え方について。4つ、有害紫外線の関係で陳情書が出されているが、町民プール等における日除けの対策についてなどの質問がありました。

町費講師の配分については、小学校4名、中学校4名である。特に小学校においては、障害者学級の補充等を考えている。要・準要保護の関係については、小中学校全児童生徒で、要保護については0.57%、準要保護については7.58%、合計で8.15%となっている。小中学校一貫教育については、平成15年度早い時期に教育委員会と学校の先生方を中心にした検討委員会を立ち上げ、細部にわたり検討していきたいと考えている。有害紫外線の対策については、町民プールには日除けテントがあるが、幼児用プールにはないので、南側の擁壁の際にテントを設置したいと考えているとの答弁がありました。

次に、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費については、格別な質疑はなく、一般会計についての審査を終えることといたしました。

続いて、各特別会計予算審査の概要について報告いたします。

初めに、議案第17号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算では、減免申請用紙を窓口を設置してほしいという申し入れがあったかと思うが、現在はどうかとの質問があり、減免申請用紙の件については、税務課と健康推進課の窓口に置いているとの答弁がありました。

次に、議案第18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算については、委員より、老人保健制度の改正の内容については、すべてが老人負担を増大させるものになっている。掛け金がふえていくという現状の体制のままでやり繰りをしようとしていくことについては、既に限界に来ているのではないか。そういう面から、道路財源の確保と同じような形の運動を地方からもっと積極的に働きかけるべきではないかとの意見が出されました。

続いて、議案第19号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算、議案第20号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算、議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算、議案第22号 平成15年度斑鳩町水道事業会計予算につきましても、委員より若干の質問があり、理事者側より一定の答弁がされています。

以上のような審査経過を得ながら、平成15年度斑鳩町一般会計並びに各特別会計予算

等については、付議順序に従って採決を行いました。

議案第16号 平成15年度斑鳩町一般会計予算については、賛否の討論を行いました。

反対の意見としては、住民基本台帳ネットワークシステムの導入については、行政の一方的な情報利用になすべがないということで、住民にとっては大きな問題である。さらに、ICカードの導入があることを認識しながら磁気カードを導入した経緯があり、将来を見越して二重投資にならないよう取り組んでほしい。本年4月から始まる支援費制度については、利用料の負担増となる場合が多く、ケースに応じて減額するという姿勢を見せてほしい。JR法隆寺駅舎整備については、基本設計委託料に対してJR側から負担がないということについて納得ができない。ごみのステーション化については、15年度の予算編成から町としての積極的な姿勢が見られないなどの理由で反対するということでありました。

賛成の意見としては、平成15年度の予算がなお厳しい財政状況のもとで、今後における財政運営も懸念される場所であるが、いかなる厳しい状況においても、みずからが財政の健全と行政改革に努め、立ち上がるべき新規事業についてはより効果的で即効性が図られる事業選択を行った上、町民憲章に掲げる聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りにし、和の精神を尊び、明るく豊かな郷土づくりを基本に、人にやさしいまちづくりを目指して予算を編成している。さらに、予算編成に当たってのまちづくりの基本的な施策として、斑鳩町総合計画に掲げる6つの柱を基調にしているということが述べられている。このことについては、全く異存はなく賛成するものです。

しかし、平成15年度予算の有効、適切な執行を求めるとする議員の立場から、数々の質疑、意見が述べられ、さらなる努力を求められているところです。この場だけの議論に終わらせることのないよう、格段の努力と事業執行の効率的な運営に精励されることを期待して賛成することとなりました。

本件については、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものとなりました。

続いて、議案第17号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、議案第19号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第20号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保

険事業特別会計予算について、議案第22号 平成15年度斑鳩町水道事業会計予算については、いずれも採決の結果、満場一致をもって原案どおり可決すべきものとなりました。

以上が、本会議から付託を受けました予算関係7議案についての審査の内容と結果であります。これをもちまして予算審査特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第3号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第3号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第4号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第5号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第6号については、満場一致で

可決いたされました。

続いて、議案第7号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第7号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第8号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第8号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第9号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第9号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第10号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第10号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第11号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第11号については、満場一致

で可決いたされました。

続いて、議案第12号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第12号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第13号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第13号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第14号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第14号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第15号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第15号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第16号 平成15年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、平成15年度の一般会計予算の反対討論を行います。

国連決議なしにアメリカのブッシュ大統領は、17日、ついに48時間をおいてイラク

に最後通牒を突きつけました。きょう10時がその時間の切れるときでありました。ついに11時40分、今世紀最初の大量殺りく、戦争が始まりました。まことに残念でなりません。

本議会では、私の一般質問のイラク問題への答弁の中で、町長は、私も当然世界平和を望んでいますし、国際社会において日本政府として、現実を見極め判断されるものであると私は考えておりますと述べ、さらに、私はこのことにつきましては、日本の国益を考え、日本政府として判断されるかと考えておりますと答え、さらに私の、町長として何か働きかけをする気はあるかという問いに対しては、国連決議がある場合とない場合とでは大きく異なってくると述べ、我々はやっぱり平和でありたいということはだれしも願っていることとございますと答弁いたしました。だったら、今こそアメリカ、イギリスに対して、国連の安保理決議のない戦争は国連憲章違反であり、国連下の法秩序を破壊する軍事行動であり、また戦争は無差別に無数の子どもや老人、婦人を殺りくする。直ちに、戦争することはやめよと抗議すべきであると思うわけであります。小泉・自民、公明党内閣におもねって抗議をしないとしたら、日本国民の8割が戦争に反対しているのに、まことに情けないし、残念だと言わざるを得ません。世界に誇る日本の平和憲法を持っている斑鳩町民の長として、期待に反していると思うわけであります。

次に、2つ目につきまして、7カ町村の合併については、私どものアンケート調査では、合併についてどう思いますかという問いに対して、賛成は12%、反対は38%、どちらとも判断できないは実に44%であります。まだ情報が少なく、判断できない人が44%もいるということは、今後の重大な問題であると思います。ここに行政の情報開示の責任が私はあると思うわけであります。

次に、合併後新市の名前から斑鳩がなくなることはどう思いますかという問いに対して、1、絶対嫌という人は42%であります。2つ目の嫌という人は25%であります。3つ目は、どちらかと言えば嫌という人は17%であります。この3つ目のどちらかと言えば嫌という人を含めると、何と84%の人が斑鳩という名がなくなることに拒否反応を示しています。7町合併でこれをクリアするのは、まことに難しい問題ではないかと思うわけであります。

次に、合併するしないは住民投票でしてくださいというのが60%であります。

こうして見ると、住民の意見、感情から見ますと、7カ町村の合併は相当難しいと思います。私は、さらに財政上の問題を見ても、斑鳩町は他町と比べ相当よいと思うし、合併

した場合、斑鳩町民の負担がふえると懸念しています。

また、合併しなければ交付税が減らされ大変なことになるという人がいますが、それはおかしいと思うわけです。なぜなら、ことしは地方交付税が3,450万円減っているだけであります。その後についても、そう減らない推計が出ております。ことしの町債は、11億2,400万円で、その内訳は、民生債2,100万円、土木債1億円、教育債3億1,000万円、これはほとんどを中宮寺遺跡と駒塚の買収費であります。さらに、減税補てん債で6,900万円。これは、全額交付税算入されます。さらに、臨時財政対策債ですが、これがふえておるわけでありましたが、6億1,600万円であります。しかし、これは元金、利息とも返済が全額交付税算入されてくるものであり、交付税と同様のものであると考えてよい質のものであります。よって、交付税の減っていることをとらえて、さらに減らされて財政が苦しくなる、だから早く合併をとというのは、全く当たらないわけであります。

さらに言えば、大きくなればスケールメリットがあるなどというのは、全く大きな自治体の苦しい財政実態を知らないか、財政運用の失敗を知らない人の言うことであります。

いずれにいたしましても、国や県が介入してくる合併協議会の資料収集だけに頼らず、町独自でもよく資料収集し、役場庁舎のなくなった町の視察などを行い、一大町の中心であります、一番働く者の多い役場がなくなるとどういうことになるのか、よく調べ、町民に知らせ、町民が判断できるように町長が先頭に立ってしてほしいと思うわけであります。

さらに言えば、希望する町民全部を視察させ、認識を深めてもよい大問題と思うわけであります。

次に、3つ目として、さらに大きく財政の節約できる面を言えば、1つは、入札の改善であります。予定価格の100%の落札や、ほとんどすべてが96%から100%の落札では、談合を疑わざるを得ません。予定価格は公表しているわけでありますから、競争を行わず、予算のほとんどすべてを持っていくというひどいものであります。今日のデフレ下では、だれも定価で物を買っていません。2割、3割の値引きは当たり前であります。しかし、一番巨額の町の建設事業費は、ほとんどすべて定価に近い落札なのであります。町幹部と業者の利害関係がないなら、直ちに改善するよう強く求めます。

4つ目として次に、国保、老健会計改善のために、ジェネリック医薬品、つまり後発医薬品ですね、をもっと使ってもらおうということであります。後発医薬品は、試され済みの

安心して使える安い医薬品であります。医者にも患者にも知らせ、訴えることが大事であります。

そして、さらには、町長の退職金は4年で1,914万円であります。税込みであります。例えば、5期しましたら1億円弱であります。私は8期で今回引退しますが、8期したとしたら、1億6,000万円弱になるわけであります。職員は、一生勤めても2,200万円から2,500～2,600万円と。一生勤めてもそれだけの退職金であります。今日、不況とリストラの中、今の斑鳩町民の働く者の状態から見て、町民に理解されるのかどうかというように私は思うわけであります。

5つ目であります。次に、駅の橋上化については、15億かかると言われております。総合福祉会館も16億円かかると言われています。駅の橋上化については、エレベーターをつけることや、段差の解消、踏切の拡幅や駅へ行くアクセス道路の改善は絶対に必要であります。これは強く町民も要望しているところであります。しかし、駅の橋上化は、金がたくさんかかり、ほとんど町が負担することや、JRがほとんど負担しないことあります。そして、電車に乗る者もすべての人が上へ上がらなければならない不便さもあります。アンケートをとるなり、もっと町民の利用者の意見を聞いて行うべきであるというように思うわけであります。

6つ目に次に、予算編成前には、町民の意見を聞いて予算化せよと私は言いたいわけあります。第1に例えば、今回のごみのステーション化の問題であります。全自治会の町民が一方的だと怒っています。これらでも、事前に町の方針をちゃんと説明して住民の意見を聞くべきであります。

第2に、遺跡土地の買収や中宮寺遺跡の基本構想については、案の段階で議会に一度も相談せず、職員だけですべて既に基本構想をつくり、報告として出してきております。全く議会軽視も甚だしいと思うわけであります。例えば共産党の市町村長のところは、すべて住民と懇談し、住民の要望を聞き、予算編成をしておるわけであります。ですから、住民も、できるできないにかかわらず、市長や町長に直接要望を聞いてもらい、喜んでいるのが実態であります。

以上のような内容で本一般会計予算の反対討論といたします。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。6番、中西議員。



○6番（中西和夫君） それでは、議案第16号 平成15年度斑鳩町一般会計予算に賛成する立場から意見を申し上げます。

地方自治体の財源環境は、厳しい経済状況の影響を受け、財政基盤である町税、地方交付税ともに引き続き減額となる状況にあり、斑鳩町も例外でなく、臨時財政対策債を昨年度に比べ約2倍の発行をされ、歳入を確保されています。このような厳しい環境ではありますが、町行政、議会ともに住民の幸せを願い、精いっぱい取り組む必要があります。

平成15年度予算は、町民憲章に掲げる聖徳太子ゆかりの斑鳩の町に住むことを誇りとし、和の精神を尊び、人にやさしいまちづくりを目指し、史跡中宮寺跡の用地買収をはじめとする新規事業や障害者の支援費制度といった新しい制度への対応も行いながら予算を編成されています。

具体的な事業では、新規事業として、(仮称)総合福祉会館の実施設計の着手、JR法隆寺駅の橋上駅舎に向けた基本設計の着手、小学校校舎の耐震補強、史跡中宮寺跡や駒塚古墳の用地取得、また継続事業として法隆寺藤ノ木線の整備、都市計画道路法隆寺線の整備などに取り組まれています。

一方、ソフト面では、障害者の新しい制度としての支援費制度への対応、情報化への対策、地域福祉の向上を図るための福祉サービス現況調査の実施、住民の便利性を図る住民窓口の充実などがあります。

以上のことから、厳しい財政環境にある中で、住民のニーズにこたえるため最善の努力をされ予算を編成されており、私としては、15年度の一般会計予算に賛成するものであります。

なお、本予算審査特別委員会の審議の過程で、各委員からは、さらなる町勢の発展を期待し、具体的に事業執行や補助金の交付基準のあり方、今後の行政課題などさまざまな視点から意見が述べられ、改善、改革の要求をされています。理事者におかれましては、これらのことについて真剣に受けとめられ、職員が一丸となって取り組み、町政の発展に邁進されることを期待いたしまして私の賛成意見といたします。皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よってこれより採決を行います。

本案を、委員長報告どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(小野隆雄君) 起立多数であります。よって議案第16号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第17号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第17号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第18号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第19号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第19号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第20号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第20号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第21号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第22号 平成15年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議案第22号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第1号 町道認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって認定第1号については、満場一致で認定いたしました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配付をいたしております追加日程1、発議第1号 戦争の回避、及び平和貢献に関する意見書について、追加日程2、発議第2号 医療費3割自己負担等の患者負担増の凍結・見直しを求める意見書についての2議案を日程に追加し、日程の順序を変更し先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第1号、追加日程2、発議第2号の2議案を日程に追加し先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第1号 戦争の回避、及び平和貢献に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。15番、木田議員。

○15番(木田守彦君) 発議第1号 戦争の回避、及び平和貢献に関する意見書について提案させていただきます。

発議第1号

戦争の回避、及び平和貢献に関する意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成15年3月20日提出

議会議員

松田 正

里川 宜志子

山本 直子

浅井 正八

中川 靖広

木田 守彦

戦争の回避、及び平和貢献に関する意見書

今、世界は環境破壊の危機に直面しています。私たちは、過去の経験から、戦争が最大の環境破壊であることを受け止め、危機回避のためのあらゆる努力を惜しんではならないと考えます。にもかかわらず、アフリカや中東などの世界各地で依然として戦争や紛争が続いており、多くの一般市民や子どもたちが飢餓や恐怖にさらされています。

私たちは、我が国が過去に経験した歴史的経過を厳粛に受け止め、戦争の放棄と人類の平和と共存の道を選択し、平和憲法を制定してきました。

日本国憲法は、「平和を維持し専制と隷従・圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、われらはその一員としての自覚を有し、全世界のすべての民族が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

「いずれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。」と明記し、戦争の放棄と基本的人権は侵すことのできない永久の権利として宣言しています。

私たちは、平和と人権が危機に直面している今こそ、憲法を呼び起こし、「戦争は決して平和をもたらすものではない」との平和の誓いを、私たちが暮らす斑鳩町から全世界に広く呼びかけることの重要性を痛感するものです。

守っていきましょう、人類の平和と共存を。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年3月20日

奈良県斑鳩町議会

ご採択のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。本件につきましては、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって発議第1号については、満場一致をもって可決いたされました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

なお、既に同じような内容で提出がされております陳情第1号 政府に「平和の意見書」の提出を求める陳情書については、ただいまの発議第1号の可決により、採択されたものとみなします。

続いて、追加日程2、発議第2号 医療費3割自己負担等の患者負担増の凍結・見直しを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君）

発議第2号

医療費3割自己負担等の患者負担増の

凍結・見直しを求める意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成15年3月20日提出

議会議員

野 呂 民 平

里 川 宜志子

医療費3割自己負担等の患者負担増の凍結・見直しを求める意見書

今年4月1日実施予定の健康保険被保険者の医療費自己負担3割と保険料の引き上げは、働きざかり・若年層の受診抑制を引き起こすだけでなく、とりわけ不況に苦しむ中小企業の労働者と事業主に一層の負担を求めるものとなり、より深刻な消費不況により、景気後退を招き、失業・リストラによる国保加入者の大幅な増加と国民健康保険財政の悪化につながる恐れがある。

また、昨年10月1日より実施された高齢者の医療費や自己負担の1割または2割の定率化によって、受診を控える状況などが生じ、該当する高齢者やその家族から、その軽減を求める声が上がっている。

特に顕著なのは、在宅酸素療法で療養する高齢者にあつては、数倍にもなる負担増とな

ったため、療養を中段するという事例も見られる。このようなことでは、社会保障としての医療制度とは言えなくなる。住民の暮らしと健康、生命を守るためにも、現在の過重な負担のあり方は再考されるべきである。

よって、国においては、健康保険被保険者の3割負担の実施凍結・見直しを行い、高齢者の医療費負担の軽減を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年3月20日

奈良県斑鳩町議会

以上であります。どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 本件については、討論を必要とする申し出がありますので、これより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。11番、万里川議員。

○11番（万里川美代子君） 医療費3割自己負担等の患者負担増の凍結・見直しを求める意見書に対し、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

日本では、いつでもどこでもだれでもかかった医療費の一部を負担するだけで必要な医療を受けることができる国民皆保険制度があります。アメリカでも、このような制度がない中で、WHO（世界保健機関）から日本の医療制度は世界で一番だと言われています。しかし、この制度も、高齢化に伴う医療費の増加や、不況の中勤労者の減少による保険料収入の伸び悩みによって、医療保険は各制度とも大きな赤字になっています。

政府管掌健康保険は、中小企業のサラリーマンなど3,700万人が加入されていますが、毎年4,000億円の赤字を出し、平成14年度には積立金が底をつくと思われています。このままいけば、平成15年度には、手持ちのお金が約3,400億円のマイナスになって、医療費の支払いができなくなります。

また、国民健康保険は、事業者などの方が加入されていますが、平成13年度は、約1,845億円の赤字です。これに一般会計からの補てん分2,302億円を加えると、実質赤字は4,147億円になります。全体の61%の2,012市町村が赤字になっており、斑鳩町でも13年度は150万円の赤字であったと聞いております。

また、大企業のサラリーマン等が加入している組合健康保険も、高齢者の医療費、老人保健拠出金を出していますので、平成13年度の赤字は約3,032億円、赤字組合は77.6%、14年度には赤字が約5,731億円で膨れ上がり、9割以上の組合が赤字に

転落すると見込まれています。このため、国民皆保険制度の存続が危ぶまれています。この状況を打開し、子や孫の世代まで引き続いて守っていくには、医療制度の改革が必要となってきました。

このような状況のもと、財政危機を解決し、かつ高齢社会にも耐えられるよう、昨年通常国会において賛成多数で健康保険改正案が可決され、本年4月より実施される予定になっています。既に昨年4月1日より、診療報酬、薬価改定見直しにより、2.7%引き下げを実施されました。医療機関だけでなく、患者の窓口負担として、今回政府管掌健康保険本人が2割から3割、組合健康保険本人も2割から3割負担していただく改正になっています。国民健康保険並みの2割から3割にする方針です。ご家族の方は既に前回の改正で、家族外来については3割になっています。高齢者の方は、既に1割または2割の定率性です。

統一選挙を前に、野党4党より、健康保険3割負担の凍結の決議案が国会に提出されたようです。このことについて、各紙の社説は厳しく非難されています。読売新聞では、議論の蒸し返しは問題の先送りと同じだ。今は、負担に見合う効率的で質の高い医療制度の構築に向け抜本的改革を急ぐべきである。毎日新聞では、4月の統一選を控え、負担増反対をとないほうが与野党とも戦いやすい。情けない。負担増凍結や反対をとないで済むべき問題ではない。朝日新聞には、健保や国保など厳しい財政見直しを考えれば、3割負担はやむを得ない。首相は予定どおり実施すべきである等であります。

今回、医療費3割の自己負担とあわせ、薬剤費別途負担の廃止が行われることです。診療費とは別に支払っていた薬剤費を、この4月から全面廃止されます。このことにより、今までより医療費が安くなる方もおられます。

そして、3割負担を上限にしたことです。今後、4割、5割になるのではと心配されますが、患者の医療費負担が将来にわたって3割以上にならないように法律に明記されたことであります。

そして、ご心配されていることですが、高額療養費制度が堅持されたことにより、単純に3割負担になるわけではありません。

今回出された医療費3割自己負担等の凍結・見直しは、国会に提出されたのと同様、何ら建設的な提案が出されておられません。3割負担を凍結すれば、不足する約3,400億円の財源はどう確保するのか、また3割負担を凍結すれば、3,400億円も保険料の追加負担が必要となり、法律上、中小企業とその従業員がその負担分を支払わなくてはなり

ません。この状況の中で、それが払えるのでしょうか。

坂口厚生労働大臣の話によりますと、医療費3割負担を凍結した場合、やれることは2つしかない。1つは、保険の外に一部を出すやり方が考えられる。いわゆる一部は保険で、一部は保険外で見る混合診療があるが、このやり方は、国民皆さんの負担がふえることになり、それはできない。2つとしては、医療費を下げる事が考えられる。しかし、今以上に医療費を下げると、病院の経営が成り立たなくなる。このことから、サラリーマンと本人の医療費3割負担をお願いするに至った。しかし、今後抜本的な医療改革が必要であることから、既に取り組みが始まっている。国保、組合、政府管掌の統合一元化を行う。医療にかかる時、なぜ高いのか低いのか明確でない。基準をはっきりさせ、むだをなくし、本当に必要なところにお金が回るようにしたいと述べられておりました。

厚生労働省試案では、財政基盤強化などのため、国保や健保等の保険運営団体を都道府県単位を軸にして再選し、高齢者医療については新しい仕組みにかえていくということが提起されており、平成19年度の実施を目指すとしております。

このことから、世界に誇れる国民皆保険制度を、私たちの子や孫の世代までも継続するには、医療費3割負担はやむを得ないと考えます。

よって、医療費3割自己負担等の患者負担増の凍結・見直しを求める意見書に対し反対といたします。

○議長（小野隆雄君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、反対者の方のほうからいろいろなお意見が出ましたけれども、国の立場に立ったご意見であったかのように聞こえるんですが、まず1点目、反対者がおっしゃっておられました政府管掌保険の件なんですけれども、政府管掌保険につきましては、1992年、保険財政の黒字を理由に政管健保への国庫負担率を給付費の16.4%から13%に政府は引き下げているんです。この結果、92年から11年間の累計で1兆6,000億円と国の負担が削減をされています。そして、その引き下げの際に政府は、保険財政が悪化をすればもとに戻すということを約束をしていましたのに、このことはほごにされています。こういったことが現状においてある。国民健康保険にいたしましても、こうした国庫負担率がどんどんどんどん下げられてきているということがまずもって大きな原因になっているということを私は申し述べたいと思います。

そして、なぜ今蒸し返すのかというようなこともおっしゃられたんですが、今年の、ここに書いておりますように、10月1日から実施されました高齢者の医療費の自己負担、



定額制から定率制になりました。このことにおきまして、ここに書いてあるような受診抑制、取りわけ在宅酸素療法で療養する高齢者の方、この方、ある例なんです、月6万円の年金で一人暮らしの80歳の女性が、肺気腫で療養をされておりました月2回通院、昨年10月以前月1,700円の診療費だったものが、昨年10月以降定率制になってから9,500円になり、月額で5.5倍になったと。医療現場でこういったことが、実際制度が変わったことによっていろいろな事例が出てきた。そんな中で、昨年12月11日に、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会の4団体は、被用者保険3割自己負担の実施凍結、高齢者自己負担の軽減などを求める共同声明が出されております。

こういったことを受けまして、私たちはこの4月からの状況を見させていただく中で、政府管掌保険の保険料も、3割負担というだけでなく保険料のほうも上がります。これは、保険料率年収ベースで現行が7.5%になっているものが8.2%まで上げられます。ここ4年間賃金が減り続ける中で、これだけ保険料がふやされるということは本当にいいのか。不況に苦しむ中小企業の労働者とともに、事業主もこれにつきましては半分負担をしなければいけないということで、非常に大変な状況になる。ですから、国保の加入者が増加するのではないかというのは、こういったことから、ただでさえ中小企業が大変なところにもってきて、こういう事態が進むことにおいてさらに悪化する見込みとなるのではないかという心配をしているところです。

そして、公務員などの共済関係ですね、こういったものも保険料のほうは総報酬制を導入されます。人事院勧告に基づきまして、公務員などの収入もダウンしてきているところにもってきてまして、今度の値上げでは平均年間3万円という試算がされております。しかも、雇用保険料、昨年10月からアップいたしております。

こういったことがいろいろ問題になり、本当に今この現状を打開していくことができるのか、国の社会保障としての責任はどうかということをもう一度私たちは国のほうへ求めていきたい。そして、やはり国も、大切な私たちの税金を予算として編成するときに、社会保障についての位置づけをきちっと考えていただきたいというふうに考えています。

最後に、若年層、そして働きざかりの生活不安とともに、この3割負担ということになりまして私非常に心配していますのは、現在こういった不況の中で、リストラうつ病と言われるものが非常に多くなっています。メンタルな病が多発しているということが精神科

医のほうから発表されておりますが、負担割合がふえ、そしてまた保険料もふえておりますので、収入が減った中で、受診抑制などが起こり、心身ともに病の重症化が進めば、かえって保険財政は大変なことになっていくのではないかというふうなことを感じてます。しかも、働き盛りの方たちが重症になれば、そのご家族の方たちの悲しみも大変大きなものとなると思います。私は、そして高齢者の方がお医者さんに行くのを我慢する、こういったことが起こってはならないというふうに考えています。

これは、町独自ではできないものであります。国は、国庫負担をどんどん減らしてきておりますが、当初の計画どおり国庫負担をもとに戻していただく、こういった形をとりまして、こういった皆さんへの負担をなくしていただけることを強く要望するものです。

以上、私のこの医療費3割自己負担等の患者負担増の凍結・見直しを求める意見書に対します賛成意見とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本件については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立少数であります。よって発議第2号については、賛成少数により否決されました。

なお、既に同じような内容で提出がされています陳情第2号 健康保険被保険者の医療費自己負担3割等の患者負担増の凍結・見直しを国に求める意見書を提出することに関する陳情については、ただいまの発議第2号の否決により不採択されたものとみなします。

続いて、陳情第3号 有害紫外線から子供たちを守るための教育的措置を求める陳情書についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり趣旨採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって陳情第3号については、満場一致で採択いたされました。

続いて、請願第1号、町指定ゴミ袋の価格見直しと品質の改善を求める請願書について討論を行います。

委員長報告は否決です。

初めに、本件を採択することに賛成する議員の意見を求めます。10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 町指定ゴミ袋の価格の見直しと品質の改善を求める請願について、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今やごみ問題は、重要な国民の課題であり、全国的にごみ分別や資源ごみのリサイクル等のさまざまな施策が行われています。各自治体が、住民の協力を得て、創意工夫を凝らして行政と住民が一体となってごみ分別による減量化やリサイクルの成果を上げています。家庭から出るごみを分別する側の住民と、その分別をされたごみを回収し最終処分する側の行政とが、互いに信頼し協力してごみ分別の徹底や資源ごみのリサイクル、ごみ焼却時のダイオキシン問題、また地区環境を考えた責任ある最終処分のあり方等を、斑鳩町も町民皆さんとともに真剣に取り組まなければなりません。

近隣7町の中で斑鳩町だけが町指定ごみ袋を有料とし、「混ぜればごみ、分ければ資源」と町民に公言し、ごみの減量化とリサイクルを目的とするごみ分別の徹底を義務づけています。私は、町行政と町民が一丸となり、自分たちの住む斑鳩町の将来を見通し、地球環境を守るためにも、町指定ごみ袋の有料化はやむを得ないと判断し、その当時賛成した議員の一人であります。

しかしながら、平成12年10月から4種類の可燃、不燃、ペットボトル、空き缶・空き瓶の町指定ごみ袋によるごみ分別収集が実施されていますが、当初から次のような町民の不安や要望を聞いています。

1、なぜ町は指定ごみ袋を有料にしたにもかかわらず、ペットボトルと空き缶・空き瓶の町指定ごみ袋だけを無料配布しているのか。2、有料にしたにもかかわらず、4種類の町指定ごみ袋の半分を無料でできる余裕があるのなら、町民が一番必要とする可燃ごみ袋を無料配布してほしい。なぜなら、ペットボトルや空き缶・空き瓶は、スーパーやコンビニに回収ボックスが設置されているので、ペットボトルや空き缶・空き瓶の指定ごみ袋はさほど必要ない。3、有料なのに、可燃と不燃の町指定袋の質や形が悪く使いづらい。4、私たち住民が分割したごみの最終処分費は、幾らかかり、どこかの業者に委託する結果となったのか、その経緯を知りたい。5、町は、「混ぜればごみ、分ければ資源」と町民に公言しておきながら、なぜ資源ごみとしてリサイクルできるトレイをビニールごみと一緒に谷間に埋めるような処分をしているのか等の町民の方々の現場の声を議会で反映させるため、今日まで私は計4回一般質問をし改善を求めてきましたが、町長は、私の周りにはごみ問題で不満を言う人は一人もいないし、他の議員からも住民の不満の声を聞いたこと

がないとの答弁。

また、ペットボトルと空き缶・空き瓶の2種類だけが無料配布となった理由を私が一般質問をすると、町は、ペットボトルや空き缶・空き瓶は資源ごみでリサイクルできるから無料配布しているとの答弁。

この答弁に対し、多くの町民は、町全体で資源ごみのリサイクルに取り組み、町の公共施設に設置しているペットボトルやトレイの回収ボックスに率先して持ち込むことで町に貢献し町の収益になっていると思い込んで、スーパーへ持っていかずに公共施設へ持ち込んでいた方もおられました。

ところが、住民の方々がきれいに洗い、公共施設で回収されたトレイは、全く今日までリサイクルされておらず、ビニールやプラスチックのごみと一緒に分別されたトレイを御所の谷間に埋めていました。しかも、その最終処分費用に年間1億円以上の公費をかけている現実には驚きました。

また、その処分業者やごみ袋の仕入れ業者の選定も、競争入札ではなく1社で行われていました。私が一般質問で行政のずさんな業者選定を指摘すると、町指定ごみ袋はダイオキシンを吸収させる特許がある業者だから随意契約をした。また、ビニール、プラスチック、トレイ等の最終処分を今の業者が受け入れてくれなくなったらどうするのかと答弁されたが、私は何もごみ袋の製造業者や最終処分する業者が悪いと言っているのではなく、どうして他の自治体がやっているような競争入札をしなかったのかと疑問に思ったので聞いたのですが、町民の皆さんも納得のいかないのが今の斑鳩のごみ行政です。

これらの行政に対する不信感が町民に請願をするきっかけとなり、その不満の声をわずか1カ月足らずで2,416署名となり、3月議会に請願し、厚生委員会で3月13日に審議されましたが、請願の本題に入るどころか、喜多委員から、請願署名用紙に請願紹介議員である私の名前が出ていることが問題だと、住民に与えられた権利である請願権を理解していない発言には耳を疑いましたが、私は厚生委員会の場で、町民の方々が自分たちの身近なごみ問題を真剣に取り上げ請願されたその行為を踏みにじる発言だったので、公職選挙法の事前運動と請願書の紹介議員をはき違えていたので、もう一度ここで請願された町民の方々のためにも否定しておきたいと思います。

私は、1月の半ばに請願の発起人の方々から請願の紹介議員を依頼され、快く引き受け、3月議会に提出するとのことで、私も議員活動の一環として町内を署名活動に歩きました。その中で、何人かの町民の方から、この請願書は選挙の事前運動で公職選挙法違反や

から署名したらあかんど、現職の議員が4月の選挙のお願いに来て言ってはりましたというのをお聞きしましたので、その都度町民の方々には、選挙前に、〇〇ですが次の選挙に出ますのでよろしくお願ひしますという、こういう行為こそが選挙前の事前運動に当たる公職選挙法違反なんですよと説明し、素朴にごみ問題を住民の方と語って署名をしていただきました。

しかし、この請願は、厚生委員会で1対3で不採択となり、請願の発起人をはじめ署名された方々が厚生委員会の結果を遺憾とし、最後まであきらめずに1署名でも多く議会へ提出しようとの思いで昨日まで署名運動を続けられ、さらに649署名を集め、わずか1カ月余りの短い期間ではありましたが、本請願書は総勢3,065名の住民の現場の声であります。

本請願の内容は、1、町は受益者負担にしたのなら、4種類の町指定ごみ袋をその家庭の必要性に応じ自由に買い求められるよう、ごみ袋の価格を今よりも買い求めやすい価格に均等化してください。2、有料の可燃、不燃の町指定ごみ袋の質と形を改善してください。3、町民が分別したごみは、行政が最後まで責任を持ち、地球環境にやさしい環境保全、ISO14001に恥じないような最終処分をしてください。以上の3点が、本請願の内容であります。

ごみ問題は、行政と町民の信頼関係が前提であり、町民の協力なくしてはできないものであります。そして、その町民の協力の成果は、当然町民に目に見える形で還元すべきであると思います。町民みずからが立ち上がり、斑鳩町のごみ問題を真剣に取り上げられたことにご理解をいただき、住民が主役の地方自治の第一歩になればと願う次第であります。

どうか私の賛成討論にご賛同をいただきますようよろしくお願ひ申し上げ、私の賛成討論といたします。（「傍聴席で拍手する者あり」）（「議長、注意してくださいよ」と堯川議員述べ）

○議長（小野隆雄君） 拍手はやめといてくださいね。

休憩します。

（午後4時14分 休憩）

---

（午後4時15分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、本件を採択（「議長、私が退席させてもらいます。ルールを守ってもらわんとどかないなる」と堯川議員述べ）

○議長（小野隆雄君） ちょっと待ってください。議員さんに僕は退席を求めてないんですから。

休憩します。

（午後4時16分 休憩）

---

（午後4時17分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、本件を採択することに反対する議員の意見を求めます。11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 町指定ゴミ袋の価格見直しと品質の改善を求める請願書の採択に対し、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

まず最初に、ごみ処理場の周辺の方々のご協力によって、私たちの家庭から排出するごみが何不自由なく処理できることに対し、心より感謝申し上げる次第でございます。

しかし、理解ある住民の方であっても、行政の対応によっては存続も危ぶまれる。そんな中で、ふえ続けるごみ対策と、塩化ビニールによるダイオキシンの問題がクローズアップされ、ダイオキシンの出ない指定袋を配布されました。その後、ダイオキシン類対策特別措置法により、排ガスの排出基準値が定められ、平成13年1月から14年11月までは80ナノグラム、平成14年12月からはもっと厳しくなり5ナノグラムが基準になっていますが、斑鳩町においては、平成14年11月の測定で0.14ナノグラムで、はるかに基準より下回っております。この指定袋は、飛散しているダイオキシンを吸着してくれる効果があると聞いており、その成果が出ているものと思われまます。人にやさしい、地球にやさしい製品を選択されており、安心しております。

今回提出された請願書では、すべての町指定袋を有料にし、住民が求めやすいような価格の均等化と町指定ごみ袋の改善についても求められていますが、町がごみ処理有料化導入の構想を打ち出されてから、担当常任委員会を中心に十分議論を交わし、ごみ処理有料化を導入する目的について十分確認した上で同意をした経緯があります。あわせて、各自治会にも説明され、一定の理解が得られスタートされたと記憶しています。

このことについても私は、家計を預かる一人の女性として3月度の一般質問においても、ごみ処理有料化に伴ってやむなく賛成した一人として成果を聞かせていただきました。

可燃ごみにおいては、最も多かった平成11年度と比較して平成13年度では、927トン、約17%減少していた。平成14年度においても、12月現在で、平成13年度の同時期と比較すると、さらに101トン減少していると報告を受けたところであります。不燃ごみに対しても、平成12年度の同時期との比較では、約155トン減少している。粗大ごみに対しても同様。平成13年度の排出量が、平成12年度と比較して162トン、約55%減少しております。

このことから、ごみ処理有料化導入により、新たに取り組んだ減量化事業等もあり、排出量、処理費用とも減少傾向にあり、一定の効果を確認したところであります。

価格の見直しに対して、今後の見直しについてお聞きしたところ、一定の効果を確保しているものの、町として、Reduce（減らす）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）の3Rのシステム確立に向けて調査研究を重ねていく必要があり、住民の方々に対しても、「分ければ資源、混ぜればごみ」といった排出原理の実践を定着させていただくための啓発等もまだまだ必要であり、ごみ問題に対する意識が低下することのないよう町としても一層の努力をしてまいりたいとの話をされ、現段階では軽減の見直しはつかないとの答弁を受けたところであります。

今回の請願にありますように、各家庭の必要性に応じどの町指定袋も今より求めやすい価格に均等化することは、ごみ種類ごとに処理費用も違う中、公平の原則に反するものであると判断いたします。

また、ごみ減量化、再資源化に懸命に努力していただいている方にとっては、公平性が保てないばかりか、請願にある手法では、今後循環型社会を形成していく上で、ごみ、資源物を細分化するほど新たな費用負担も強いられることにもなり、そういったことから、ごみ減量化、再資源化が停滞するおそれもあると思われまます。

一方、指定ごみ袋の品質改善については、既に進められており、私の質問においても、旧袋の在庫状況の関係から、実際改良した袋を使用できるのは4月末から5月上旬であると見込んでいると答えていただいております。

この請願者の紹介議員は、担当常任委員会に所属されており、指定ごみ袋の品質改善が進んでいるのは私より早く承知されたにもかかわらず、この文を訂正することなくご自分自身も署名に回られたと、一般質問及び担当常任委員会でもお聞きしたところであり、とても残念に思ったところであります。

以上のことから、今回提出された町指定ゴミ袋の価格見直しと品質改善を求める請願書

につきましては、賛成することはできません。しかし、これだけ多くの方が署名されていることは、ごみ処理有料化の目的、効果等について再度知っていただくために、あらゆる情報網を活用し、住民の方へごみ問題に対する意識の向上に努められ、ご理解が得られるよう語りかけていただきますことを強く要望し私の反対意見といたします。

○議長（小野隆雄君） これをもって討論を終結いたします。

本件については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本件を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（小野隆雄君） 起立少数であります。よって請願第1号については、賛成少数により不採択とされました。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ち町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成15年第2回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてをはじめ、平成15年度一般会計予算、各特別会計当初予算など33議案を提出させていただきましたところ、議員皆さんには、去る2月27日から本日までの22日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

特にさきの定例監査報告及び本会議並びに各委員会におきまして賜りました意見、指摘事項につきましては、真摯に受けとめ、今後の行政運営を進めてまいります中で十分に配慮し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

平成15年度予算につきましては、本町の財政事情はなお厳しい財政状況のもと、いかなる厳しい状況においても、財政の健全化と行政改革に努め、より効率的で即効性が図れる事業選択を行った上、人にやさしいまちづくりを基本理念として、第3次総合計画の着実な実現に向けて予算編成を行ったところでございます。

これらの施策の推進に当たって、議員皆様方のご意見等を十分お伺いしながら、「一人ひとりが創り出すまち～歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向け、職員ともども一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。



また、この定例会は、皆様方にとりまして任期最後の議会であります。この4年間町行政の執行につきまして、温かいご支援、ご協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。議員皆様方におかれましては、それぞれのお立場でご活躍していただきますようお願い申し上げます。

特に、野呂議員、萬里川議員、山本議員におかれましては、今期で町議会を去られることになり、長きにわたる議員活動等に敬意を表しますとともに、今日まで町行政発展にご尽力を賜りましたことについて、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

3月半ばも過ぎ、日一日と温かくなってまいりましたが、まだ肌寒い日もあるようでございますので、議員の皆様にはくれぐれもお体をご自愛くださいますようお願い申し上げます。お礼方々本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 平成15年第2回定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月27日の開会以来、本日までの22日間の会期中、議員皆様には終始熱心にかつ精力的にご審議を賜り、ここに厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、平成15年度の一般会計予算、各特別会計予算、水道事業会計予算など重要な案件を審議してまいりました。私たち議員も4月29日の任期満了を控えての最終の議会であり、まことに感銘深いものがございました。理事者の皆様には、常に誠心誠意をもって説明、ご答弁を賜り、おかげさまをもちまして議事運営も円滑に進行し、本日無事終了することができ、議長として心から厚く御礼を申し上げます。

町におかれましては、本日議決されました各々の予算の執行に当たりまして、各議員から述べられました意見などを十分踏まえ、真に住民の負託にこたえていただきますとともに、町勢発展のために一層のご尽力を期待いたします。

平成11年からの4年間、議員任期中は熱心に審議を行う中で、つつい厳しい態度で激しい議論を闘わせ、理事者の皆様方には憤慨されたことも多々あったことと存じます。これも住民のため、しいては斑鳩町発展のためにと頑張ってきたことであり、それらは十分にご理解を賜りたいと思います。

議員の皆様には、今期限りをもって引退を表明されておられる方も、引き続き議員を目指される方もおられます。目指される方向は違いましても、斑鳩町発展のために今後とも変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

議長在任中は不行き届きの点多々ありましたにもかかわらず、議員皆様、また町理事者の皆様方には一方ならぬご指導、ご鞭撻を賜り、議長の重責を果たすことができました。高席からではございますが、心から感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後になりましたが、議員皆様、理事者の皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

以上をもちまして、平成15年第2回斑鳩町議会定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午後4時29分 閉会)